


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 5月 27日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
愛媛県 えひめペレットクラブ木質ペレットストーブ等導入によるエネルギー地産地消事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 内藤鋼業(ユウゲンガイシャ ナイトウコウギョウ)		
住所	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲 2126 番地 1		
代表者氏名	内藤 昌典	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	内藤 昌典	担当者 所属部署・役職	代表取締役
担当者 E-mail	yu-naito@juno.ocn.ne.jp	担当者電話番号	(0893) 44-3063
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	えひめペレットクラブ会員		
プロジェクト参加者名	内子町森林組合 株式会社 藤岡林業 河野興産 株式会社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	えひめペレットクラブ		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>〈目的〉 木質ペレット焚きボイラー、木質ペレットストーブ等を使用する個人や団体、法人等の方に「えひめペレットクラブ」に入会して頂き、地元の間伐材や林地残材、製材端材等を原料とした木質ペレット(「愛媛ペレット」)を供給し、温室効果ガス(CO₂)の排出量削減を行う。 また、クラブ会員にはその温室効果ガス排出削減量のクレジット化に協力していただき、環境価値を見える化させ、当該地域における温暖化防止に関する普及啓発の推進や森林環境の改善につなげる。</p> <p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木質ペレットの原料 木質ペレット原料として、愛媛県内の山林所有者、林業関係者、森林組合等が供給する未利用の間伐材・林地残材、製材工場や木材加工所等において発生していたが有効利用が困難な製材端材等を原料とする。 2) 木質ペレットの製造、供給 愛媛県内の木質ペレット製造業者(有限会社内 藤鋼業)にて、ペレットの製造と供給を行う。 3) 木質ペレットの利用 <ol style="list-style-type: none"> ① 木質ペレット焚きボイラー 愛媛県下 4 箇所の木質ペレット焚きボイラーで燃焼・利用する。【方法論 No.E002】 ② 木質ペレットストーブ等 愛媛県下 57 団体の木質ペレットストーブで燃焼・利用する。【方法論 No.E003】 <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>〈E002〉全てのボイラーは条件1、条件2および条件3(条件3(1)または条件3(2))に整合する。 〈E003〉全てのストーブは条件1、条件2および条件3に整合する。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する関係法令(大気汚染防止法)は遵守している。</p> <p>【採用技術】</p> <p>〈木質ペレット製造設備〉 ペレタイザー(3台)、オガ粉製造機(1台)、乾燥機(1台)</p> <p>〈木質ペレット焚きボイラー〉 学校床暖房用(1台)、農業用(1台)、宿泊業用(1台)、その他のサービス業用(1台)</p> <p>〈木質ペレットストーブ等〉 家庭用、事務所用等(愛媛県下 57 団体)</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>全てオフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠する。</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全てオフセット・クレジット(J-VER)制度 方法論に準拠する。</p> <p>【モニタリング体制】 〈E002〉 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次のモニタリング体制を構築する。年1回のモニタリング報告を予定。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 木質ペレットの製造(3工場)<ul style="list-style-type: none">・内藤鋼業内ペレット工場(移転前製造工場)・河野興産ペレット工場・内藤鋼業小田工場(移転後新工場)2) 木質ペレットの消費(4箇所)<ul style="list-style-type: none">・内子中学校ボイラー・愛媛大学農学部ボイラー・フィットネスクラブ Ryuow ボイラー・オーベルジュ内子ボイラー3) 木質ペレットの分析(外部分析機関)4) モニタリング報告書の作成、内部監査、承認(内藤鋼業内) <p>〈E003〉 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次のモニタリング体制を構築する。年1回のモニタリング報告を予定。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 木質ペレットの製造(3工場)<ul style="list-style-type: none">・内藤鋼業内ペレット工場(移転前製造工場)・河野興産ペレット工場・内藤鋼業小田工場(移転後新工場)2) 木質ペレットの分析(外部分析機関)3) モニタリング報告書の作成、内部監査、承認(内藤鋼業内) <p>【QA / QC 体制】 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次のQA / QC体制を構築する。</p> <p>〈E002〉〈E003〉共通</p> <ol style="list-style-type: none">1) 教育・訓練<ul style="list-style-type: none">・J-VER 制度に関する説明・モニタリングに関する教育研修2) 情報の保管(クレジット期間完了後5年間)3) データの確認(毎月記録時、年1回内部監査時)4) 内部監査(年1回)
--	---

		(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)		
		種別	事業所名	住所
プロジェクト実施場所	原料	内子町森林組合	愛媛県喜多郡内子町小田 81 (小田支所)	
		株式会社藤岡林業	愛媛県喜多郡内子町小田 84 (小田営業所)	
		河野興産株式会社	愛媛県松山市西垣生町 1740-6 (本社工場)	
	製造	有限会社内藤鋼業	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲 2126-1 (内藤鋼業内ペレット工場) 2008年4月～2011年3月まで製造	
			愛媛県松山市西垣生町 1740-6 (河野興産ペレット工場※1) 2010年4月から製造開始	
			愛媛県喜多郡内子町寺村 2478-1 (内藤鋼業小田ペレット工場) 2011年4月から製造開始予定	
	ボイラー利用	団体、法人等	愛媛県松山市(1箇所) 愛媛県内子町(3箇所) (計4箇所)	
	ストーブ利用	個人	愛媛県松山市(15箇所) 愛媛県西予市(2箇所) 愛媛県東温市(5箇所) 愛媛県上浮穴郡久万高原町(3箇所) 愛媛県喜多郡内子町(10箇所) 愛媛県西宇和郡伊方町(1箇所) 愛媛県北宇和郡鬼北町(1箇所) (計37箇所)	
		団体、法人等	愛媛県松山市(5団体) 愛媛県西条市(1団体) 愛媛県大洲市(2団体) 愛媛県伊予市(1団体) 愛媛県西予市(1団体) 愛媛県東温市(1団体) 愛媛県上浮穴郡久万高原町(1団体) 愛媛県伊予郡松前町(1団体) 愛媛県喜多郡内子町(7団体) (計20団体)	
	※1(有)内藤鋼業が河野興産(株)から原料(製材端材等)の提供を受け、河野興産の敷地内で製造するものである。			
<方法論 R001・R002・R003 のみ>				
プロジェクト対象面積				

プロジェクト期間	【E002】2008年4月1日～2020年1月31日(11年10ヶ月) 【E003】2007年12月1日～2019年1月31日(11年2ヶ月)						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2011年3月22日						
妥当性確認終了日	2011年4月12日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO ₂	【E002】1	【E002】21	【E002】161	【E002】159	【E002】159	【E002】501
		【E003】72	【E003】70	【E003】52	【E003】67	【E003】67	【E003】328
		【合計】73	【合計】91	【合計】213	【合計】226	【合計】226	【合計】829
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.2.4						
適用方法論	方法論番号	E002 ver.5.0 E003 ver.3.1					
	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替 木質ペレットストーブの使用					

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上